

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0619)

第2回 はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会

令和6年10月8日 一部公開

開催日時	令和6年10月8日(火)	13時30分～17時05分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第2回栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p style="text-align: center;">— 定数の確認 —</p> <p>使用者代表委員の篠原委員が欠席。 委員9名中8名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6項による3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p style="text-align: center;">— 傍聴者の報告 —</p> <p>傍聴の申し込み、報道機関の取材はないことを報告。</p> <p>それでは、以降の議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p>
那須野部会長	<p>それでは、ここからは私の方で議事を進めさせていただきます。 本日も「傍聴人なし」との報告がありましたが、本日の専門部会につきましても、第1回で事務局から説明がありましたとおり、「公開」</p>

	<p>という取扱いになります。</p> <p>ただし、公労協議と公使協議の場面及び公労使三者が揃って審議する場面であっても採決を行う場面につきましては、委員個人の情報及び権利権益の保護並びに意思決定の中立性の確保の観点から、専門部会運営規程第7条第1項の但し書きを適用し「非公開」といたします。</p> <p>それでは、議題（1）の「金額改定について」ですが、最初に事務局から、本日提出されております資料について説明をお願いします。</p>
事務局	— 資料及び県内の結審状況について説明 —
那須野部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
那須野部会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、これより、金額審議に入りたいと思いますが、本日は、当専門部会の最終日となります。</p> <p>労使それぞれの代表委員の皆様には、前回の金額審議の終了時に、更なる御検討をお願いしておりました。</p> <p>本日は、全会一致で結審できるよう、イニシアティブの發揮に御協力をお願いいたします。</p> <p>前回の審議では、労働者代表委員の最終提示額が60円の引上げ、使用者代表委員の最終提示額は36円の引上げということでありました。</p> <p>なお、第1回では、労使ともに御意見はありませんでしたが、改正発効日については、「例年どおり12月31日とする」という前提の下、金額審議を行っているという認識でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
那須野部会長	<p>では、本日も前回に引き続き、公労協議・公使協議の順で審議を重ねていきたいと思っておりますので、ここからの審議は議事録上も「非公開」といたします。</p> <p>まずは、労働者代表委員から持ち帰って御検討いただいた御意見を伺いますので、事務局は使用者代表委員を協議室に案内してください。</p>
	<p>《《 以降、非公開 》》</p>
	— 第1回 公益・労働者代表協議 —
事務局	— 労働者側主張にあった新聞記事(写)を公労使委員に配付 —

<p>那須野部会長</p>	<p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 労働基準部長退席（体調不良） —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p> <p>お待たせしました。</p> <p>それでは、ここからは公労使三者がそろって審議する場面になりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>当はん用機械器具等製造業専門部会においては、9月26日に第1回、本日第2回の2日間にわたり金額審議を行ってきたところですが、最終提示額が、労働者側51円切上げ1,058円、使用者側45円切上げ1,052円となっており、現時点において意見の一致に至っておりません。</p> <p>つきましては、時間的な制約もありますので、これから、公益見解をお示しさせていただきたいと思っております。</p> <p>「現在、労働者代表委員の主張は51円の引上げ、使用者代表委員の主張は45円の引上げとなっております。公益代表委員としましては、これまでの審議会経過、労使それぞれの代表委員の意見を尊重し、その上で、当該特定最低賃金の優位性の確保はもとより、物価高騰による労働者の生計費等への影響や本年の春闘妥結状況を考慮する一方で、原材料やエネルギー費の高騰や円安による経営への影響、また、特に中小零細企業においては価格転嫁が思うように進んでいない現状も考慮する必要があることから、それらを総合的に勘案し、現行額の1,007円を48円引き上げて、時間額1,055円、発効日は令和6年12月31日とする見解をお示いたします。」</p>
---------------	--

	<p>以上の公益見解を踏まえ、労・使それぞれの代表委員の皆様には、最後にもう一度、全会一致に向けた御検討をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これより協議室において協議をいただきたいと思います。協議結果については、労働者代表委員、使用者代表委員の順でお伺いしたいと思います。</p> <p>事務局は、労働者代表委員と使用者代表委員の皆様をそれぞれの協議室に案内してください。</p> <p>なお、ここからの審議は非公開といたします。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 労使それぞれの協議室にて協議 —</p> <p>— 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表委員協議 —</p>
那須野部会長	<p>それでは、ここからは公労使三者がそろって審議する場面となりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>ここまで公労協議・公使協議を重ねてまいりましたが、その間、相手方の主張にもしっかりと耳を傾け、真摯に御審議いただきましたことをまずは感謝申し上げます。</p> <p>審議の結果、労・使それぞれの代表委員の御協力により、専門部会の審議が「全会一致」に至りました。</p> <p>この場で、改めて皆様に確認いたします。</p> <p>改定額は、現行の1,007円を48円引き上げて、時間額を1,055円とし、発効日は令和6年12月31日とすることで結審してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは、専門部会の決議が全会一致である場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して「専門部会の議決を栃木地方最低賃金審議会の議決とする」旨、8月21日に開催されました第4回栃</p>

	<p>木地方最低賃金審議会において、あらかじめ議決されておりますので、本日の専門部会の決議をもって、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>また、専門部会運営規程第9条に基づき、栃木地方最低賃金審議会会長に報告を行うこととします。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（案）及び答申文の（案）を作成して、各委員に配付してください。</p>
事務局	— 報告書(案)及び答申文の(案)を作成の上、各委員に配付 —
那須野部会長	<p>それでは、最初に、専門部会報告書（案）について、審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため、専門部会報告書（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（案）を朗読 —
那須野部会長	この報告書（案）について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
那須野部会長	<p>御意見など無いようですので、専門部会報告書を原案のとおり決定し、10月30日に開催予定の第5回栃木地方最低賃金審議会において、会長あて報告することといたします。</p> <p>専門部会報告書の(案)を削除して、本日の日付10月8日を記入してください。</p> <p>続きまして、答申文（案）について審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため、答申文（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 答申文（案）を朗読 —
那須野部会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
那須野部会長	<p>御意見など無いようですので、答申文を原案のとおり決定いたします。</p> <p>答申文の(案)を削除して、本日の日付10月8日を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。</p>
事務局	— 答申文を作成 —

那須野部会長	<p>それでは、ただ今から栃木労働局長に答申を行います。 局長の代理として賃金室長に受け取りをお願いします。</p>
部会長・室長	<p>— 答申文を手交 —</p>
那須野部会長	<p>ここで、労働局を代表して、労働基準部長から御挨拶をいただくところですが、代理で賃金室長に御挨拶をお願いいたします。</p>
賃金室長	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、2日間にわたり建設的かつ真摯に御審議いただきましたことに、心より御礼申し上げます。 本日の結審にあたりましては、公益見解を示す展開になりましたが、最終的には全会一致で結審することができました。 労働者代表委員の皆様と使用者代表委員の皆様には、お互いの意見を尊重しつつ、最大限歩み寄りをいただきましたこと、また公益代表委員の皆様には、適切かつ粘り強く進行していただきましたこと、公・労・使それぞれの代表委員の皆様には、重ねて御礼申し上げます。 本日の結審を受け、事務局におきましても12月31日の改正発効に向けて所要の手続きを行い、また、その周知・広報にも全力を尽くしてまいりますので、委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場での周知・広報等に引き続き御支援・御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本日は、誠にありがとうございました。</p>
那須野部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、次の議題(2)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
那須野部会長	<p>特に無いようであれば、事務局より、本日答申した栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正について、今後の手続きを説明してください。</p>
事務局	<p>— 今後の手続き等説明 —</p>
那須野部会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
那須野部会長	<p>特に無いようであれば、これを持ちまして、本日の専門部会の議題は、全て終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p>

各代表委員	<p>また、議事録については、同条第2項ただし書の規定に基づき、議事録の一部を非公開とし、同条第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
那須野部会長	<p>それでは、労働者代表委員鈴木委員、使用者代表委員竹澤委員にお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>